

法教育特集①

夏季教員研修の報告

小森 正悟

会員の皆さん、平成21年の夏はどのように過ごされましたか。海外旅行？ゴルフ？被疑者国選？新規登録の先生方は一回試験お疲れさまでした。お盆に二回試験とはセンスに欠けたカリキュラムでしよね。

さて、唐突ですが、法教育委員会所属の私の夏は、もちろん「法教育の夏」でございました。そこで、私の夏の充実ぶりを皆さんにおすそ分けすべく、僭越にも、「法教育特集」として、イベントのあった日にち順に3本立ての会報を投稿いたしました。温かい読者の皆さんはきっと全ての稿に目を通してくださると信じしておりますが、念のため、敢えて投稿者として読んでいただきたい序列を付しますと、②→③→①の順となりますので、時間の無い会員の方は参考にしてください。

◆ ◆ ◆

前置きが長くなりました。まずは8月3日午後、岐阜地方検察庁において開催された「夏期教員研修」の報告です。これは、毎年教育機関の夏休み中に、法務省が主催し、岐阜市内の中・高校の社会科学教諭を対象として、裁判員制度や法教育に関する研修を行うものであり、私は法教育関連講義の講師として派遣されました。

同研修は、岐阜のみならず全国各地で行われる研修であることから、日弁連からは法教育関連の講師となる単位会の弁

護士に対し、「法教育とは何たるか」ということを解説したパワーポイントによるプレゼンファイルが事前に送られてきていました。しかし、昼食後に1時間半の間、「法教育とは」から始まる抽象的な内容の講義をすれば、教員の皆さんが眠りに落ちること必至ですので、(私個人としてパワポによるプレゼンがA4紙のレジュメより優れているとは思わないのも理由ですが)今年思い切って、講義の前半こそ「なぜ今法教育か」というテーマで講義しましたが、後半では、教員の方を生徒役に見立て、私が法教育の模擬授業を行い、法教育授業を体感してもらうこととしました。

◆ ◆ ◆

私が行った模擬授業の内容は、仮想の自治体において、「タイヤのついた全ての乗り物は、公園に乗り入れてはいけない」という条例ができたとして、この条例にはどのような問題があるかを考えてもらい、仮に、この条例に例外を設けるとした場合、①ベビーカー、②小学生の乗る一輪車、③中学生の乗るマウンテンバイク、④通勤会社員の自転車、⑤故障したバイク、⑥植林の作業車、⑦救急車、はそれぞれ例外として乗り入れを認めてよいか、ということについて議論してもらいました。この授業の狙いは、公園へのクルマの乗り入れを禁止することにより、守られる利益と後退する利益の比較衡量をさせたいという点にあります。

当日の模擬授業の展開は紙幅の都合上報告できませんので、模擬授業を実践してみたの私の感想を以下に述べます。

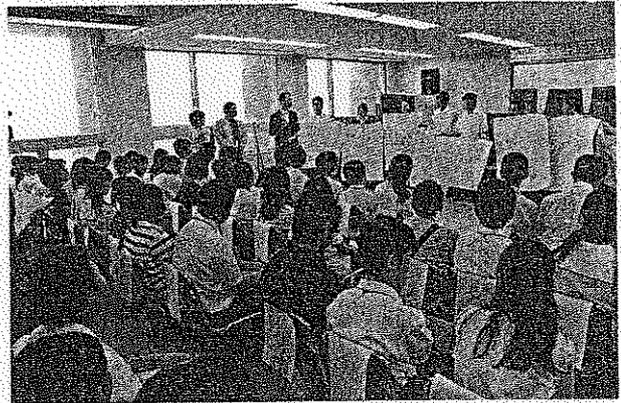
私が痛感したことは、法律家としてごく自然に行っている利益衡量という思考方法ですが、法律家ではない生徒・一般の方にさせようとする、必然的にルール（文言）の背後にある価値に目を向けさせることになり、その結果として「ルールは絶対ではなく例外がある」ことを印象付けてしまい、下手をすると「ルールはそれほど大切ではない」という誤解を与えかねないということでした。つまり、「原則は原則として大切である」という前提の押さえが不十分になりやすいということなのです。



実際、現場の教員からは、「法教育は生徒に屁理屈を教えるものではないか」という不安な声もあり、「ルールは（内容は二の次として）守るべきもの」ということを生徒に対しまず教え込みたい現場教員からすると、利益衡量を扱う法教育授業を先生として実践していくのは容易ではないと思います。今回は45分という限られたコマでの模擬授業でしたが、仮に教育機関で実践するとなった場合には、①ルールの形成プロセスの学習、②ルールが多数意思によって作成されたものであり、遵守されなければならないという原則の理解の学習、その上で、③ルールを画一的に適用することによる不都合をどのように解決していくかという利益衡量の考え方の学習、とステップを踏んで実践する必要があることがよくわかり、私としても貴重な機会となりました。

法教育授業については、教材を始めとして、教員と法曹の協力は試行錯誤の状

態といえます。今後、弁護士会から教育機関に対し、講師や補助教員として弁護士が派遣されていくと思いますが、自由奔放に発言する生徒を前にして、授業の狙いを達成していくには講師としての力量が相当に必要です。このあたりの研修・研鑽については、法教育委員会でも取り組んでいきたい課題の一つです。



法教育特集②

ジュニア・ロースクールの報告

小森 正悟

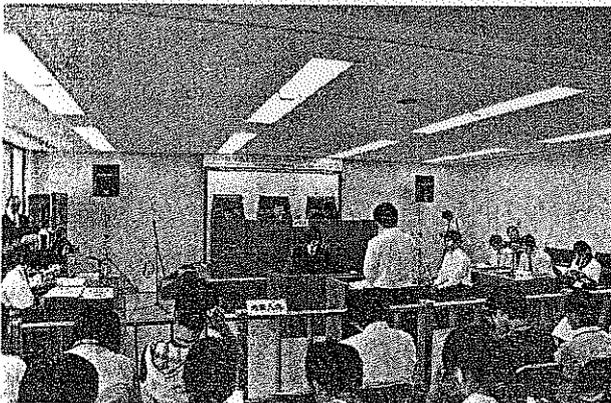
特集②は8月5日に朝日大学で開催された「第1回岐阜県弁護士会ジュニア・ロースクール」の報告です。今回の法教育特集の中では一番メインの報告事項が、このジュニア・ロースクール（JLS）となります。



JLSとは、弁護士会が小・中・高校生を対象に参加を呼び掛けて、夏休みなどの休暇を利用して児童・生徒に模擬裁判や法教育授業を体験してもらうイベントを総称したものであり、全国各地の弁護士会で多くの実践例があります。当会の法教育委員会でも、平成21年度に入

って当会が朝日大学と学術交流協定を締結したことや、本年5月に岐阜法教育研究会が設立されたことにより、機は熟したと判断し、法教育委員会のPTを中心に検討をすすめ、岐阜県・岐阜市・瑞穂市の各教育委員会の後援を得て、8月5日に朝日大学等との共催によりJLSを開催しました。

今回のJLSでは、岐阜市内・瑞穂市内の中学生から参加者を集め、前半のコマでは朝日大学の模擬法廷において、生徒に法曹三者役を割り当て、万引き窃盗事件の模擬裁判を台本に沿って執り行ってもらった上で、後半のコマでは5人程度の小グループに分かれ、司会役の弁護士の上の進行のもとで、有罪・無罪の評議を行うという2時間程度のプログラムを企画しました。授業の狙いとしては、刑事裁判手続の体験・理解と、評議を通じていわゆる「法的リテラシー」(①事実を把握し、問題を多面的に考察する能力、②自分の意見を明確に述べ、他人の主張を公平に理解しようとする姿勢・能力、③多様な意見を調整し、合意を形成したり、公平な第三者として判断を行ったりする能力などと言われます)を養ってもらう点にあります。



当日は、中学生が50名強、教員参加者が10名強あり、予定人数を大きく上回ることとなりました。また、JLS当日が、東京地裁の裁判員第1号事件の評議日と重なっていたというタイミングの良さもあり、JLSの様子は、NHK・岐阜新聞等をはじめとして各種マスコミにも取り上げられました。そして、当会からは、法教育委員会の委員を中心に、14名の弁護士に参加してもらい、11個の評議体の議論を補助していただきました。評議の結果は、有罪グループと無罪グループとに分かれていましたが、無罪が多数を占めることとなりました。また、生徒の授業終了後、昼食を取りながら教員参加者との懇談会を持ちました。



JLSを終えた私の感想を以下の三点に集約して述べます。

①中学生を迎える責任

夏休み中に参加を意欲するだけのことはあり、法律や司法に関する意識の高い中学生が多いのですが、開催する側としては、中学生に満足してもらおうプログラムを提供しなければならないという責任を痛感しました。ともすると、このようなイベントは、イベントを開催することが自己目的化してしまいがちであり、大人のみが参加者の場合にはそれでよいこともありますが、さすがに子どもが参加するイベントでは、参加してくれた子どもに何かを残してあげたい、主催者側の自己満足に終わってはならないという決意を、50名以上の生徒の顔を実際に目

の当たり前にして再確認しました。

そして、JLS終了後の参加生徒のアンケートでは、「視点を変えるといろいろな意見があることがわかった」「人の話を聞くことも大事だと思った」「他人を説得するには、それなりの根拠が必要だと思った」など、私たちが意図した内容を生徒に感じてもらえたような感想が多く、大変嬉しく思われました。

②朝日大学をはじめとする他機関との連携

他会と比べて当会のJLSの特徴は、弁護士会だけではなく、他の教育機関との連携のもと施行したという点にあります。「弁護士会が開催するイベントなんだから、弁護士会でヒト・モノ・カネは仕切るべき」との意見もあるかもしれませんが、殊に法教育という分野は、職域も利権もメンツも関係なく、上述のように生徒を対象とするものですから、「誰が」やるかではなく、「何を」提供できるかという点が全てです。

今回は、JLSに係る設備・コスト・事務的負担は主に朝日大学や岐阜大学が、授業内容の立案・評議補助弁護士の派遣などソフト的な負担は主に弁護士会が行いました。特に、弁護士会のイベントでいつも苦勞している広告宣伝と参加者募集の点は、ほとんど朝日大学にお任せすることになり、結果として先に述べたとおり想定を大きく超える参加者を得ることができました。このようなイベントで参加者の満足度を高めるためには、提供するコンテンツが優れているだけでは不十分で、事務的対応や施設も充実してい

ることが必須とされます。今回のJLSは、共催者がそれぞれの得意分野を担当することで、結果として参加者の満足度が高くなったと自負しており、他会に自慢できる成果だと思います。

③会員弁護士の協力

そして、今回は、設立3年目を迎えた当会の法教育委員会が開催する実質的に最初のイベントということになりましたが、法教育というものの自体、まだ全ての弁護士において周知されているようなトピックではありませんし、弁護士としての業務拡大や売上増につながる内容でもありませんので、私個人としては、会員の皆さんの参加をいただけるか極めて不安に思っていました。ところが、協力を呼びかけたところ、多くの先生方から参加表明を頂戴し、当日は都合により参加できなかった先生も含め、15名ほどの先生方にご協力いただくことができました。

JLS終了後の先生方のお顔を拝見したところ、きっと会員の皆さんにとっても中学生と机を共にしたことは新鮮な体験であって、充実した時間を過ごしていただけたのではないかと感じました。これまでは、中部弁連管内で法教育が進んでいるのは愛知県と福井県であり、全体会議の場では悔しい思いをしてきましたが、今回のJLSを通じて、他会に負けない法教育を岐阜でも取り組んでいけることを確信できました。



本年は、1回目ということもあり、手探りで進めてきたJLSでしたが、参加

者の感想等を見ると、まずまずの成功を収めることができたものと自負しています。しかし、今後のJLSの開催にあたっては、参加者募集のタイミングや対象範囲の拡大の検討、授業内容の工夫、講師となる弁護士のスキルアップ等、検討課題が山積しています。

そこで、この場を借りまして、今回ご協力いただいた会員の皆さんには深くお礼を申し上げますとともに、今後とも、会員の皆さんからは、JLSに関するご意見やご協力をお願いできれば幸いに存じます。



法教育特集③ 高校生模擬裁判選手権の報告

小森正悟

特集③は8月8日に大阪で開催された「第3回高校生模擬裁判選手権」の報告です。私は採点集計を担当する支援弁護士として当会から派遣されました。同選手権については、今年の会報でも報告がありましたが、内容を簡単に説明しますと、高校生が、刑事裁判を題材に、弁護側チームと検察側チームと分かれて公判

活動を行い、その表現態度や主張立証内容・技術を4人の審判が採点し、合計点を競うという大会です。

私は、採点集計担当といっても拘束時間はごく僅かであり、弁当付きで観戦に行かせてもらったも同然でしたので、何試合かをじっくりと観戦できましたが、各試合の細かい経過を記しても皆さんにおいてイメージが湧かないと思いますので、例によって私の感想を中心に特筆すべき点を記していきます。



① 証人・被告人も採点対象である

採点をしていて分かったのですが、検察官チームから出される証人役生徒・弁護人チームから出される被告人役生徒の尋問での受け答えも採点対象となっています。ともすると、主役が弁護人役・検察官役になりそうな模擬裁判ですが、意外と、証人・被告人役の生徒についても、「事案背景を頭に入れ、質問者の質問を的確に把握し、過不足無く回答できているか」というまさに法的素養の点での差が見受けられ、これを採点対象とすることは適切と思われました。

② 時間制限がある

冒頭陳述・尋問・弁論等において、各持ち時間が設定されています。持ち時間をオーバーすると、経過時間に応じて減点となります。この減点は勝敗に決定的に影響するような点数ではありませんが、やはり生徒には減点のプレッシャーがかかるようであり、「時間がないので端的に答えてもらえますか」と低姿勢で被告人にお願いする検察官役の生徒も見られま

した。

③ 審判

試合を採点する審判は、裁判官席に座るのですが、その構成は、弁護士・裁判官・検察官・マスコミ・大学教授です。試合後の講評において、検察官の一人は、「昨日見た修習生の模擬裁判よりも出来映えが素晴らしい」との名コメントを残し、しきりに「将来は法曹界において」とリクルートしていました。私の目から見ても、上記検察官のコメントはリップサービスではないと思える出来の良さでした。

④ 生徒たちの気合い

閉会式で優勝が発表された瞬間、感激の余り泣き出す生徒さんもいました。また、各チームの代表生徒へのインタビューでは、皆がチームメンバーに対して感謝の言葉を述べていました。一つの目標に仲間とともに真剣に打ち込んでいる姿は純粋に素敵なものでした。

⑤ 鍛えられる能力

同選手権では、裁判を題材に訴訟活動等の優劣を競い合うわけですが、生徒のどのような能力が最も鍛えられるのかといいますと、それは「論理的思考力」であろうと私は感じました。冒頭陳述などは事前に準備できるものですが、証人尋問や尋問の結果を踏まえた論告・弁論は、事案の中身や主張・証拠構造が体系的に整理できていないと、臨機応変な対応は難しいものです。訴訟において急に飛び出した証言に対し、付け足し的な反論にとどめるのではなく、事前に準備していた自らの主張の中に、体系的に正しい位

置に組み入れて適切な反論を加えると、主張全体としての説得力が増しますが、これができるか否かが論理的・体系的な思考ができるか否かにかかっており、チームによって差が見られた点でもありました。



高校生模擬裁判選手権は、普段は業務として行っている訴訟が、教育機関で取り組む教材として適切であることを発見する機会となりました。採点のバラつきや支援弁護士の負担等の課題もありますが、いつの日か岐阜からも参加校が出現することを希望します。



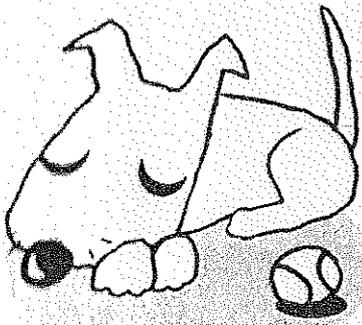
法教育特集の終わりに

特集を①から③まで全て読んで頂いた方、ありがとうございました。文中にも触れましたが、当会に法教育委員会ができて3年目を迎え、武藤玲央奈委員長のもと、徐々に活動の場を広げているところです。

さて、会務活動としての法教育のどこに魅力があるのかと問われれば、私は「普段の弁護士業務と全く関係が無いところ」「人格の形成途上にある子どもたちと接することができる」と答えています。もちろん、夏季教員研修でも説明したのですが、今の時代背景からすると、現代の子どもにとって法教育が生きる力として必要なものであることは明らかであり、弁護士会が法教育に取り組むことは、他の会務活動に負けない社会貢献でもあると思います。

本当は、現在の時代背景と法教育の必

要性の関連についてさらに詳しく皆さんにお伝えしたいところなのですが、会報もこれ以上長くなってはいけませんので、「どうして今、法教育なのか？」という点について興味を持たれた先生は、私なりの考えを個別的に説明させていただきますので、いつでもご連絡いただければと思います。それでは、長文失礼いたしました。



第18回暴力追放県民大会のご報告 杉島 健二

平成21年8月26日、羽島市の羽島市文化センタースカイホールで、「第18回 暴力追放 岐阜県民大会」が開催されました。

この大会は、「暴力のない住みよいふるさと岐阜県の実現」などを旨として、財団法人岐阜県暴力追放センターなどにより毎年開催されているものです。

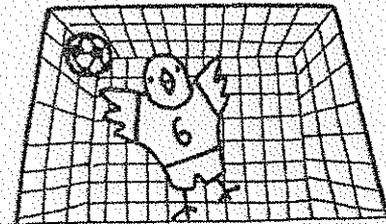
大会の冒頭、暴追センターの小島伸夫理事長が挨拶し、「県民の安全で安心な生活を実現するためには、これまで以上の力強く粘り強い暴力追放運動が必要である。」などと述べ、暴力追放への更なる取

り組み必要性を訴えました。

つづいて、暴力追放功労者表彰が行われ、当委員会の堀雅博委員が表彰されました。堀委員への表彰は、当委員会における堀委員のこれまでの積極的な活動が評価されたものです。

また、この大会の目玉の一つとして、当委員会の神戸正雄副委員長による記念講演「悪質クレーマー撃退法」も行われました。記念講演の中で神戸副院長は、クレーマーの具体的な行為類型を示しながら悪質クレーマーの見分け方を説明したり、悪質クレーマーに対する組織としての対応の仕方などを説明したりしました。会場を訪れた出席者は、神戸副院長の説明を熱心に聞き、悪質クレーマーなど反社会的勢力への対応の仕方などを熱心に学んでいる様子でした。

その他、大会では、『暴力団を恐れない。暴力団に金を出さない。暴力団を利用しない。』暴力団追放 三ない運動を協力に実践すること」などを内容とする大会宣言が採択され、閉会しました。



「倫理で注意すべきことは、日ごろからアンテナを張っておくこと、倫理上の問題点に遭遇したらよく検討すること、迷うときは先輩・仲間の意見を聞くこと等が大切です。本研修を通じて、弁護士増員の時代であるからこそ、会員間のつながりを大切にし、より倫理を徹底し、弁護士自体に対する信頼を保持していくことが重要であろうと思われました。



岐南中学研究授業の報告

小森 正悟

平成21年10月9日、羽島郡岐南町にあります岐南中学校において、中学校全体の研究発表会が開催されました。そのうち、社会科の研究授業にて刑事裁判を取り扱うのに際し、実務家の協力を得たいとのことで、法教育委員会に講師派遣依頼がありました。そこで、法教育委員会の弁護士を中心に、武藤玲央奈委員、坂井田吉史先生、小山哲先生、高橋直子先生、寺本和佳子先生、加藤千鶴先生、そして私の7名が派遣されました。



岐南中における研究授業の内容を簡単に説明します。当日の授業に至るまでの間、生徒たちは、三権分立や司法制度の仕組み等について学習をし、さらに、菅野さんの足利事件を題材として、人を裁くことの重みを考える授業を経てきました。そして、当日の授業では、事前に見た刑事模擬裁判（強盗傷害事件の犯人性

が争われる事案）について、6班に分かれ、生徒が裁判員となって有罪・無罪を決める評議を行いました。派遣された弁護士は、各班に分かれ、評議のサポート役を行いました。中学校では1授業が50分であり、評議は20～25分と限られた時間で行いましたので、なかなか議論が深まるまでには至らない班が多かったように思われました（夏のジュニアロースクールでもありましたが、評議時間の確保がこのような企画の共通の課題です）。最終的な評決の結果は、有罪の班と無罪の班とが分かれていました。



さて、今回の研究授業に対する私の感想を述べます。私は各班を巡回して評議を聞いていたのですが、生徒には事前に模擬裁判を見て自分の意見をまとめる時間があったためか、自分の意見を表明することは各生徒とも概ねできていました。しかし、他の生徒から出される意見に対し、質問したり、反論したり、説得したりするという場面はあまり見受けられませんでした。そのため、後で聞いたところ、評議を始める前の意見と評議を経た後の意見とを変えた生徒は、5名もいませんでした。

法教育は、「答え・正解が一つとは限らない問題を扱う」ことが一つの要素であると言われており、そのような側面があるのは確かです（このため、正解のある問題を教えている現場の教員が扱い辛いなどと言われています）。しかし、この要素が意味するところは、「どんな答えであっても構わない」ということではありま

せん。正解が一つではない状況において、出した結論に正当性を与えるのは、充実した議論を経たというプロセスにあります（このことは、実際の刑事裁判・民事裁判でもそうです）。

研究授業の最後の講評で、私は生徒の皆さんに対し、裁判の話に限らず、生徒会でも、日常の生活でも、自己の意見の表明に終わることなく、双方向の議論をすることを次のステップとして取り組んでほしいということをお話ししてきました。評議を補助する弁護士としても、生徒間の双方向の議論をうまく引き出すようなサポート技術をより磨いていきたいと思えます（もちろん、評議時間の確保は大前提です…。派遣された先生方、すいませんでした。）

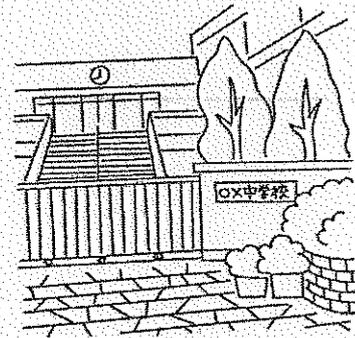


今回は、私の中学校の恩師が、現在、岐南中学校の教頭先生でいらっしゃることもあり、弁護士の派遣が実現しました。弁護士の講師派遣はいくつも例がありますが、このような社会科授業の補助という形で弁護士を派遣したのは岐阜県弁護士会でも初めてのことであり、まさに岐阜県における法教育の夜明けという感じがします。

今年は夏のジュニアロースクールの開催や岐阜法教育研究会の設立など、法教育の取組の確かな前進を感じました。他方で、今回の派遣では、弁護士の頭数を揃えるのにも苦労しましたし、教育機関からの要請に応じていく弁護士側の負担も相当のものがあります。来年以降は、派遣の実績を積み重ねながら、ノウハウ

を蓄積し、授業内容をパッケージ化する等して、一件あたりの負担を減らしていけないかと思っています。

本年は、今回の研究授業も含め、多数の先生方にご参加いただき、誠にありがとうございました。本年の各イベントから明らかな通り、皆さんの協力なくしては、岐阜県の法教育は全く実践されていきません。来年以降も、法教育委員会へのご協力・ご意見を賜れますよう、よろしく願いいたします。



災害復興支援全国協議会の報告

小森 正悟

少し前のことになりますが、平成21年9月4日、四国は松山全日空ホテルにて第5回災害復興支援全国協議会が開催され、当会からは、私が派遣され参加してきました。

昨年は仙台、今年は松山で開催されたこの協議会ですが、空路の嫌いな私としては、今年も片道5時間かけ、電車で行って参りました。



協議会の内容は例年通り、前半に災害に関する識者の講演・最近被災した弁護

社会資源の情報共有の取り組みとして、愛知県弁護士会での取り組みが紹介されました。同会では、まず、弁護士に対し、補導委託先の候補者の心当たりがないかを尋ねるアンケートを実施し、そのうち「心当たりがある」と回答した弁護士から、委員が補導委託先についての聴き取りを行うという形で、情報を収集したということです。このように、情報の提供を弁護士持ち込みに限定することで、「委託先が実は暴力団だった！」などのトラブルをある程度避けられる仕組みにもなっているようです。現在のところ収集された補導委託先の情報は22件とのことでした。

会場では、全国各地の弁護士から積極的に質問・意見が出され、仙台弁護士会の先生からは、NPOを作り、「少年の家」を設立する計画を進めているとの報告がなされました。また、様々な弁護士会から、愛知県の取り組みとの連携を図りたい！との意見が出され、将来的には補導委託先の全国的な情報共有ができるような仕組みを作り出そう、という機運の中で分科会は幕を閉じました。

終わりに。分科会では、20数年前から、家裁から補導委託の子どもを受け入れている「はぐるまの家」(福井県)の母、坂岡さんからお話を聞くことができました。「はぐるまの家」でみんなで家族として過ごすことで、少年たちの心が深まっていく、という話をされ、とても印象深く残っています。前日の懇親会で聴かせてもらった「はぐるまの家」の少年たちの力強い和太鼓の演奏がよみがえり、感

慨深かったです。私自身もまたエネルギーをもらうことのできた付添人経験交流集会でした。



愛知県弁護士会との法教育意見交換会の報告

小森 正悟

平成22年2月25日、愛知県弁護士会法教育特別委員会の先生方6名が当会法教育委員会を訪ねて来られ、当会からは会長及び委員7名が出席し、法教育に関する意見交換会を当会弁護士会にて開催しました。当会法教育委員会は、昨年末の大阪弁護士会の同委員会との懇談会に続く、他会との交流会となりました。

会報読者である会員の皆さんに対し、中部弁連管内における法教育の前提知識を少しご紹介します。中弁連管内では、従前より愛知県弁護士会と福井弁護士会が会務として法教育に力を入れており、後に紹介するような他会に先行した取り組みがなされています。そして、当会は、3年ほど前に法教育委員会が設立されるに至り、この老舗2会を追走する、いわば新興勢力1番手という構図になってい

ます。従いまして、愛知県弁護士会の先生方が岐阜県弁護士会の法教育に関する取組を参考にしたいと訪ねてきてくれることは、大変に光栄なことといえます。



さて、本題に戻ります。今回の意見交換会における愛知県弁護士会の主な関心は、岐阜県弁護士会と朝日大学が学術交流協定を締結し、それに基づき様々な実践（昨年実施されたジュニア・ロースクールや市民講座等）がなされている点のノウハウにありました。これまで、私から皆さんにも会報などでご報告させていただきましたが、平成21年度の当会法教育委員会の取組は、(特にハード面に関する)朝日大学の協力なくしては成し得ないものでした。もちろん、このような協力体制の背景には、岐阜県には法学部を有する大学が1つしかないという事情があり、愛知県では当会と同様に行かない部分もありますが、それでも、大学教授の法教育に対する個々の熱意が弁護士会との協力関係の構築に大きな寄与を果たしていることも事実です。岐阜県弁護士会からの報告により、教育機関と弁護士会との連携は、質の高い法教育の普及にとって非常に有効な戦略の一つであることが愛知県弁護士会の先生方にもお分かりいただけたのではないかと思います。私は常々、法教育は「誰が」ではなく「何を」実践するかが勝負だと思っており、むしろ、長期の展望に立てば、法教育において弁護士は裏方・脇役に回るのが理想的(私見)と考えていますから、弁護士会だけではできないことを、いかに他

の機関と協同して達成していくかは、大事な戦略であると思います。



意見交換会では、愛知県弁護士会からの先進的な取組もご報告いただきました。具体的には、①毎年夏休みに実施している生徒向けサマースクール、②独自に製作したDVDを用いた朗読型模擬裁判授業の普及などをご紹介いただきました。①については、サマースクール当日は数十人単位の弁護士を実働させていることや、②については少なからぬ製作費を掛けており、製作したDVDは愛知県内の700の学校にDMにて送付する予定とのことなど、さすがは愛知県の会務の質と量を感じました。委員数や予算では愛知県には敵いませんが、他方で、愛知県は、学校数一つとっても、岐阜県よりも遥かに対象範囲が大きく、そういった面でのご苦勞も感じました。

当日は、意見交換会に引き続いて懇親会も開催し、隣県として、互いに顔の見える関係を目指すという思いを共有することができました。



最後にお知らせです。本年10月の中弁連定期大会シンポジウムは富山県で開催されるのですが、そのテーマは「法教育」となりました。当会法教育委員会からも5名の実行委員が選出されており、平成22年度も法教育がクローズアップされる一年になりそうです。

とはいえ、夏のジュニア・ロースクール等、当会の通常の会務活動もありますので、会員の皆さんには是非来年度もご

協力をお願いできればと思います。



高齢者虐待防止アドバイザー研修

堀 雅博

1 はじめに

2月26日・2月27日と、横浜にて、第1回高齢者虐待防止アドバイザー研修がありましたので、報告させていただきます。当会からは、山田貞夫先生と私が参加しました。

2 講義「高齢者虐待防止のために知っておくべき法律知識」

初日は、午後1時から研修がスタートです。

はじめに、高齢者虐待防止法についての一般的な解説がありました。

講師の方が体験された具体的な事例も交えた講義であったため、基本的知識のない私にとっても、とても分かりやすい話でした（もともと、この分野に精通されている方にとっては、少し物足りなかったかもしれません。）。

「虐待の判断・種類」「やむを得ない措置」「緊急性の判断」「立入調査」「面会の制限」「居室の確保」「市町村申立」「成年後見制度利用支援事業」等の基本的な点について、丁寧な説明がありました。

その後、コアメンバー会議やケース会議という専門家（弁護士・社会福祉士）を交えた会議における弁護士の役割（会議への臨み方・心構え）について、現場の状況について具体例をあげながら、説明がありました。その中で、虐待が問題となる場面においても、「結局、事実認定が問題となることから、弁護士の助言が必要となる。」「ただし、罪刑法定主義の観点から虐待の認定をするのではなく、判断の目的・対応手段との関係で虐待の認定は相対的にもなる。」という説明がありました。判断が分かれる事例も多いと思われますので、具体的事例を経験して勘所を学んでいくのかなさそうです。

また、講義では、市町村の責務ということを強調されていました。「市町村の責務で、予算をとって、専門家を養成する必要がある。」「市町村の責務だから、地域包括支援センターに丸投げして、行政は知らないという対応をしてはいけない。」などなど。今後は、「市町村の責務だから、弁護士・社会福祉士を含んだ専門家チームとアドバイザー契約を締結しなければいけない」という方向に行くのかもしれませんが。

3 映画「成年後見物語」

続いて、弁護士会作成の「成年後見

「貧困問題」が表裏一体のものとして付いてくるという特徴が見られます。単に債務を減らしたり、過払金を回収したりするだけでは、「生活再建」という多重債務問題解決の趣旨を全うできない事案がますます増えてくると思われます。福岡県では、生活保護の申請同行のために弁護士会で当番体制を組んで当たっています。

とりとめのない文章になってしまいましたが、多重債務問題の今後について示唆に富む会議でしたので、詳しく目にレポートさせていただきました。

以上

第2回岐阜県弁護士会ジュニア・ロースクールのご報告

小森 正悟

◆はじめに

大変に暑い今年の夏です。皆さんどのようにお過ごしでしょうか。今年も昨年に引き続き「真夏の法教育特集」…と調子よくは書けませんが、その分、分量を厚くして標記のイベントについてのご報告をさせていただきます（会長の日弁連理事会報告より長くはなりませんように）。

◆JLSの概要

1 去る平成22年7月27日、当会法教育委員会を中心として、朝日大学において「第2回岐阜県弁護士会ジュニア・ロースクール」（以下「JLS」といいます）を開催しました。昨年の第1回に引き続きまして、今年も第2回

目となりましたが、本年は参加中学生が74名（昨年比プラス20名！）、参加教員が3名でした。本年のJLSのプログラムは、昨年同様2コマ構成であり、前半のコマは「講師からの刑事裁判の説明・参加中学生による模擬裁判の実演」、後半のコマは「中学生が評議体に分かれて有罪・無罪を評議」という内容です。

2 昨年第1回からの変更点としては、弁護士有志が参加している「岐阜法教育研究会」が昨年度開催した「法教育教材コンクール」において岐阜県弁護士会長賞を受賞した教材（現役の小中学校教員が作成したものです）を素材として、それを当会の法教育委員会で検討・修正の上、模擬裁判の題材としたという点が挙げられます。このようなイベント間のコラボレーションはなかなか無いように思われます。

また、（イベントを主催するに当たっては結構大切な話なのですが）本年のJLSについては、岐阜県・岐阜市・瑞穂市の各教育委員会から昨年に引き続き後援をいただいたのに加え、大垣市教育委員会、北方町教育委員会、さらには、岐阜地方裁判所・岐阜地方検察庁からも後援をいただくことができました。全国高校生模擬裁判選手権等、大きなイベントは最高裁や最高検が共催していますが、地方単位会による単独のイベントで、当地の地裁や地検に後援をいただく例もそう多くはないのではないかと思います。地裁や地検から後援をいただければと、法教育推進

イベントとしての正統性・公益性を裏付けられますので、イベントを主催する側として、大変ありがたいことです。

3 また、JLS当日は、法教育委員を中心とする評議補助弁護士の11名の先生方を含め、16名もの弁護士で現地に乗り込みました。一度にこれほどの数の弁護士が、それぞれ主体的な役割を持って取り組むイベントというのもなかなか見当たらないような気がします。昨年の会報でも書いたような気がするのですが、別々の事務所に所属し、ときには対立当事者の代理人をする弁護士同士が、協力して何か一つの目標に取り組んでいくというのは特に都市部の単位会では得難い体験であって、顔が見える弁護士会としての当会の強みにほかなりません。

◆ JLSにおける模擬裁判&評議の狙い
さて、冒頭に「分量厚く」と書きました。そこで、若干重めに今回のJLSにおいて実施した模擬裁判&評議のプログラム紹介・教育的目標の解説をいたします。

1 今回の模擬裁判のシナリオは、先述のとおり法教育教材コンクールの受賞作品を元にしたものですが、飛驒に伝わるという民話「オニとツバキの花」という昔話を次のように改変しました。改変した後の内容は、「オニにさらわれた娘が、オニの家から逃げるため、薬売りの男から手に入れた毒薬を、酒を飲んで酔い潰れているオニ3匹に盛って殺した上で、村へ逃げ帰る」という

ものです。そして、娘が殺人罪（殺オニ罪？）に問われた刑事裁判において、弁護人が正当防衛を主張して無罪を争うという公判の展開になります。

2 さて、上のシナリオ及び公判における争点をご覧になったとき、法律家である皆さんは、すぐに違和感を抱かれるのではないのでしょうか。

きっとその違和感は、「娘がオニに毒を盛った」時点で「オニは酒を飲んで酔い潰れている」のであって、娘による実行行為の時点においてはオニによる急迫不正の侵害が存在しないのが明らかであるから、娘について正当防衛が成立する余地がないのではないかという点だと思います。確かに、現行刑法に規定される要件及びその解釈をベースに考える限り、本件の娘に正当防衛が成立する余地はありません。

まさに、今回の教材及び授業指導案作りも、この点をどのように克服するかという検討から始まったのですが、ここで、我々が実践しようとしているのは「法律教育」ではなく「法教育」であるということに立ち返る必要があります。つまり、今回のJLSでは、子どもたちに刑法36条を理解してもらおうことを目的とするのではなく、以下に述べるような「法的な物の見方・考え方」を習得してもらおうことを狙っています。

3 そこで、今回のJLSでは、講師役を務めていただいた白木先生は、生徒たちに対し、正当防衛について厳密な要件を説明するのではなく、「自分の法

益を守るため、やむを得ずにした行為は無罪」という簡単な意味だけを与え、その上で、シナリオ(=証拠)から認定できる事実をもとに、正当防衛が成立するか否かを考えてほしい、と評議に向かわせました。過剰防衛についての説明はありません。

シナリオの中には、「これまでもオニは(娘以外の)人間を食べている」「実際娘は(薬売りの男を匿ったことがバレて)その夜に食べられることに決まっていた」「毒を盛った瞬間はオニは寝ていた」「娘がそのまま逃げたとしても後から村まで追いかけてくるオニに殺される(被告人質問での娘の供述)」等という中学生にとって判断材料となる事実・要素が散りばめられています。評議では、まず、参加中学生が、上記の各事実・要素が正当防衛の成立にプラス方向に働くのか、マイナス方向に働くのかを判断した上で、それに基づき正当防衛の成否について自分の結論を述べていくことから始まります。

4 さて、次の段階として中学生に体感して欲しいのは、「正当防衛が成立するという意見と成立しないという意見と、結論を分けたのはどのような点か」という視点の検討です。刑事的な問題・民事的な問題を問わず、実生活において、評議のような場面(自分とは異なる意見に直面した場合)に遭遇した場合は、自分の意見がなぜ正しいのか、相手の意見のどこがおかしいのか、ということが論理的に説明できなければ相手を説得することはできません。最

初は直感的に出した結論であっても、直感的な結論に至った過程を言語化、論理化、体系化することができて、初めて上記のような説得が可能となります。

その観点で考えますと、白木先生に全体講評で上手にまとめていただいたように、今回のシナリオで娘に正当防衛が成立するか否かという結論を左右するのは、シナリオ内に散りばめられた上記の各事実・要素から正当防衛の成否を判断する際に、「オニから食べられるという娘の命に迫っている危険について、娘による実行行為の時点を基準として、過去と未来に伸びる時間軸上のどの範囲まで許容して捉えるか」という視点となります(もちろん、白木先生はもっと平易な言葉で中学生に説明されています)。つまり、その時間的範囲を広く取れば、オニの普段の行動や性格から娘の命への危険が迫っている=娘の行為はやむを得ないと判断しやすく、逆に狭く取れば、「娘が毒を盛った瞬間にはオニが酔いつぶれていた」という事実の重みが増して正当防衛の成立を否定する方向へと向かいます。

5 上記の視点で検討するということは、すなわち、思考のレベルを一段階抽象化して、自分の意見とそれに反対する意見がその抽象化された思考レベルにおいてどのように位置づけられるかを整理するという営みを行うということです(体系化)。

まさにこれこそ「法的なものの考え

方」の一つであって、我々が普段の日常業務の中で意識的・無意識的に行っていることですが、もちろん、中学生の皆さんが評議を行いながらこのような視点を意識するのは困難ですから、評議後の全体講評で、①まずは自分と異なる意見があること、②そして自分の意見と他人の意見が「どのような観点から整理され、違いとなって現れているか」ということについて、それぞれの評議やそこで現れた意見を振り返りながら確認することが大切と言えます。

- 6 新しく施行される学習指導要領では「対立と合意」という言葉が用いられていますが、対立状況で利益調整をしながら合意を目指すことは理念的な目標ではなく、習得すべき「技能」にはかならず、今回のJLSの教材は、まさにその技能を習得する訓練に用いているのです。

普段中学生が用いる言葉に置き換えると、日常生活や学校生活の中で自分と対立する意見に直面して調整が必要となった時、「あの子とは考え方が合わない」とか「別に人それぞれの考え方でいいじゃん」の一言で思考を停止してしまうのではなく、上記の「技能」を駆使して、例えば、友達の意見とどこが違うのか、その違いは何に由来すると整理できるか、その上で相手の考え方に反論できるのか、或いは自分の考え方に見直すところはないか、という思考のプロセスを経ることが大切であり、その結果、結論として他人とは

別の考え方を取ったとしても、その意見の重みが全く異なることがお分かり頂けると思います。

- 7 さて、今回のJLSにおける上記の狙い（自分の意見と他人の意見の位置付けの体系的な整理＝本シナリオでは、娘の身に迫る危険の内容・程度を検討する際の時間軸の幅の取り方の相違に由来していることの確認）が達成できたとしますと、次のステップとしては、実行行為を基準とした時間軸の幅をどの範囲で捉えることが（自然権的発想としての）正当防衛の趣旨に適うのか、という議論です。そして、最後のステップとして、日本の刑法ではその時間的幅はかなり狭く取られているということを確認できれば「法律教育」としても完結します。

今回のJLSの教材の狙いは以上の通りですが、会員の皆さんも、「法律教育」ではない「法教育」のイメージをつかんでいただけましたでしょうか。

◆なぜ今、「法教育」なのか

（この項は抽象的な内容になっていきますので、「JLSの報告だけ読みたい」という読者の皆さんは遠慮なく読み飛ばしてください）

- 1 さて、前項において、今回のJLSという具体的素材をもとに「法教育」のイメージを説明しましたので、もう少しだけ法教育に関する総論的な説明にお付き合い願います。

皆さんご存知の通り、今秋開催の中弁連のシンポジウム（@富山）では法

教育を取り扱いますが（目下、準備が非常に大変です…）、今年、他の弁論でも法教育をテーマにシンポジウムを行うところがあります。改訂された学習指導要領にも法教育が盛り込まれ、法教育は意外とホットなトピックになってきています。さて、そこで、なぜ今「法教育」なのでしょう。我々の委員会の根本的な活動意義を是非会員の皆さんにお伝えしたいと思います。ただし、以下に述べる内容は、半分くらい私見です（すいません）。

2 ①社会の成熟化、ライフスタイル・価値観の多様化

我が国は、高度経済成長期を経て、社会が成熟化したと言われています。つまり、経済的利益を追求していれば社会に再分配されて衝突・紛争が回避できていたというのはもはや過去のこととなるとともに、「日本人像」という共通の認識も失われつつあります。現代は、良い意味でも悪い意味でも、自分の価値観が通用しない場面や、多様な価値観に直面する社会です。

そうすると、必然的に、自身と他者の価値・利益の衝突は生じやすくなり、それに対応する力が必要となります。極端な例ではありますが、「自分が受け入れてもらえない」⇒「相手を殺すしかない」というような理解不能な動機による犯罪が見られることは、価値の衝突への対応力が無いことの結果と見ることもできます。

3 ②規制緩和・事後救済型社会・自己決定の尊重・グローバル化

日本は、いわゆる「護送船団方式」のように、紛争や衝突が生じないように事前調整して経済成長を遂げてきましたが、近時の構造改革においては、市場原理・規制緩和が叫ばれました。もちろん、規制緩和はグローバル化の一つの現れともいえるのですが、市民は、「お上」の意見ではなく、自己責任で意思決定する場面が増え、それによって生じやすくなった紛争に対しては、事後的な救済により利益の適正配分を保つことを目指すという社会に変わってきました。事後救済型社会においては、権利の衝突・対立が生じることが前提となっていますので、当該紛争に直面した時に主体的に解決する力や、自己責任で意思決定する際には将来の紛争を回避する能力が要請されます。

4 ③核家族化・地域社会とのつながりの希薄化・コミュニケーションの偏在化（IT化）

敢えて述べるまでも無く、現代は、人口減少社会にもかかわらず世帯数が多く、また、地域社会の連帯感は失われつつあり、子どもたちは、親や先生以外の大人と日常的に交流することが難しくなっています。また、ITが劇的に進歩したことで、他者とのコミュニケーションを取ろうとする場面では、コミュニケーションを取る相手が偏っていたり、その方法が偏っていたり、用いる表現が平面的・画一的であったりしがちです。もちろん、ITについては生活の利便性を増しますが、

その分、思考の機会が失われるという側面も有しています。このように、現代の子供たちにとって、フェイス・トゥ・フェイスのコミュニケーションを図る機会・手段は限定的なものとなっています。そこで、積極的に他人と関わりながら、社会参加していく意欲を持ち、さらにそのための技能を身に付けることが要請されます。

5 そこで法教育

変容していく現代社会において自己実現・幸福追求をするために必要となる上記のような能力を、子どもたちはどのような教育により身につけることができるのでしょうか。その教育の一つが法教育なのです。

法教育とは、「法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎となっている価値を理解し、法的なものの方見方・考え方を身につけるための教育」と定義されます。もう少しその狙いを分析しますと、①法や法的価値に関する「知識」を身につける、②合意や紛争解決の「技能」を身につける、③法形成過程や紛争解決過程に参加する「態度・意欲」を身につけることを狙いとする教育です。

例えば、今回のJLSで扱ったような模擬裁判&評議型授業では、②や③を主な獲得目標に位置付けています。①については、例えば「自由・平等・個人の尊厳」といった法が実現しようとしている価値や、あるいは、法が機能するための条件（明確性・平等性・目的の合理性等）に関する知識の獲得

を目指すというものでありイメージしやすいですが、②や③といった紛争解決のための技能や意欲の獲得も法教育の目的であることにご留意いただきたいと思います。

6 法教育の難しさ

しかし、このような意義を持つ法教育も、教育機関における実践が進んでいるとは言いにくい状況です。教育が行われる場所はもちろん教育機関に限りませんが、子どもたちに戦略的な教育をするためには、当然、教育機関において行われる教育を最も重視する必要があります。そこで、教育機関が法教育を扱うに際し、困難と感じられる要素を指摘します。

まず、①法教育における授業は、結論の正しさを求めるものではないという点です。教員の皆さんは、正解の存する問題について事前に準備した指導案に沿って解説するのには長けていても、正解が無いテーマを扱う（どんな発言が飛び出すかわからない）授業というのは余り経験がなく、どのように教えたらよいかよくわからないと言います。次に、②法教育授業で用いる適切な題材・教材を探すのが難しいという点も挙げられます。学習指導要領が改訂されたことにより、教科書の内容も変わりますので、次に発行されてくる教科書がどのような内容となるか、興味深いところです。さらには、③法教育は成果が見えにくい点、つまり、テストの点が高いとか解答が正しいなどの目に見える形での成果がありません

ん。法教育は「勉強」というより「生きる力を養う」といったイメージなので、即時の成果を期待するというよりは、「今蒔いた種が将来芽を出して花を咲かせてほしい」というスパンの長いものです。これも普通の教科と異なる点です。

このような困難な点もありますが、教員と法曹が協働することにより、解決できる問題も多くあります。ここに、弁護士が法教育に取り組んでいく意味があると思います。

◆白木先生に感謝

さて、JLSの報告に戻ります。当日の中学生による評議の結果ですが、10個の評議体のうち、有罪7・無罪3となりました。評議補助弁護士を中心にして行った事前打ち合わせの段階では、「人を食べるオニ」と「さらわれてきた娘」という題材から、情緒的・感覚的に正当防衛の成立を認め、無罪の結果が多くなるのではないかと予想が出ていましたので、中学生の皆さんが意外と正当防衛の成立範囲を狭めに考えていることが興味深く思われました。

講師を引き受けていただいた白木先生には、この会報で私が書いているような小難しい用語を用いることなく、平易な言葉で、かつ語りかけるように、生徒とアイコンタクトを取りながら丁寧な講義・講評をしていただきました（中学生に専門用語を用いることなく無罪推定の原則等を解説するのは本当に難しいのです！）。評議終了後の後半の全体講評でも、

時間が押してしまったのですが（段取りが悪くてすいません）、10個の評議体の発表者全てに発言を促していただきました。

白木先生におかれましては、色々ご準備も大変だったかとは思いますが、法教育委員の層の厚さを存分に示していただけました（来年講師役を務める弁護士のハードルが上がりましたね）。本当にありがとうございました。

◆JLS反省点

JLS報告の最後に、来年以降に向けた課題も少し述べなければなりません。私が感じた諸点のうちいくつかを以下に述べますが、当日ご参加いただいた先生方からは、是非とも色々なご意見・ご感想をいただきたいと思っています。

- 1 今回は、エレベータでの移動や模造紙作成等でロスタイムが若干多かったように思われます。ロスタイムが多いと、プログラムが間延びして勿体ないです。この時間を評議・講評に当てていけるようにしたいと思います。この点、来年からは、朝日大学が法廷教室を改修し、裁判員裁判対応の法廷に拡大工事をするとのことを聞いており、移動等はよりスムーズに進めることができるのではないかと考えています（おんぶにだっこ）。
- 2 また、模造紙の作成方法・使い方を少し検討する必要もあると考えています。模造紙については、作成する手間がかかる割には、講評に用いやすいとも限らず、また、記載内容が多いため

に文字が小さくなってしまい、後ろの生徒からは見辛いように思われました。もちろん、各評議体の評議内容を講師に伝える方法は必要なのですが、次回からは、例えば、模造紙は結論だけを記載することとして理由は発表してもらうことにし、評議内容の記録化はホワイトボードを写真にとっておく等の方法はどうかとも思いますが、また委員会等で皆さんの知恵を貸して下さい。

3 また、授業内容について、今年の第1回・今年の第2回と刑事模擬裁判を続けてきました。この点、法教育の授業では、一般にグループディスカッションの時間（今回は評議でした）が組み込まれていますが、必ずしも題材は刑事裁判でなくても構いません。今後は、民事的な教材も扱いたいと思います。とはいえ、刑事模擬裁判の方が主催者側も参加者側も授業イメージが容易であり、失敗の恐れも少ないことから、有用な面もありますので、例えば、他会において行われているように、二部制にする等も考えたいところです（ますます会員の皆さんにご負担を掛けますが…）。

4 最後に、冒頭に述べました通り今年のJLSは参加中学生が昨年より大きく増加しましたが、一方で、教員の参加者が大きく減少してしまいました。当会のJLSのセールスポイントの一つが教員の参加者との意見交換会をプログラムに組み込んで、教員と法曹が協働する契機としている点にありますので、次回からは、教員の参加者を増

やすような告知方法を検討していきたいと思います（参加中学生の人数確保の点は、ある程度安心しています。甘いでしょうか…）。

◆終わりに

まだまだ課題はたくさんありますが、2年目のJLSとして、成功であると胸を張って皆さんに申し上げたいと思います。これも、朝日大学の先生方、事務方、学生の皆さんのご協力をいただき、そして何より、法教育委員と否とを問わず、事前打ち合わせ会や当日のJLSに参加していただいた会員の皆さんのご協力・ご支援の賜物というほかありません。この場を借りて、皆様に心から御礼を申し上げます。

JLSだけではなく、今後も法教育委員会をよろしく願いいたします。

以上

公害調査旅行の報告

白井 俊治

今年の公害環境調査旅行は、青森県に行ってきました。

世界遺産白神山地の環境保全、青森県が取り組む河川の保全の状況を調査、NPO法人による風力発電の取り組み等を調査することが主な目的です。

1 青森県に到着して～県庁でのヒヤリング

青森県に到着し、世界遺産白神山地の保全の状況と青森県が取り組む河川保全についてのヒヤリングを行うために青森県庁に向かいました。

士が運動をすれば直ちに実現するというものでもないようです。適用除外を主張する特定業種として、まず挙がってくるのが新聞業界であるかと思いますが、不招請勧誘事案における相談件数の一番多い新聞勧誘を安易に適用除外にしてよいかは疑問も残ります。

(2)以上、様々な意見がありました。規制の在り方は、消費者被害実態、弁護士の活動、各種業界との均衡、事件の起きたタイミング等様々な要因のもとで考えるべき問題で、常にこうした問題にアンテナを張っておくことが、問題提起をするための前提条件であるようです。

第3 終わりに

このように、不招請勧誘規制については、残された課題も多いようです。しかしながら、若いことからせつせと働いてお金を貯めたご老人が、一度の不招請勧誘被害で財産を散逸してしまうような事態は避けなければなりません。この点に見解の相違はないかと思えます。

適切な規制の在り方を目指して、今後も研鑽を積んでいく必要があると強く認識した一日でした。

本件の資料等は、私が所持しておりますので、ご覧になりたい方はお気軽にご連絡下さい。 以上

第3回岐阜県弁護士会ジュニア・ロースクールのご報告

小森 正悟

◆はじめに

今年は7月が驚くほど暑く、猛暑かと思いきや、8月は比較的涼しい日が多かったように思います。他方、9月は平年よりやや気温が高めなどと予想されているところですので夏カゼを引かないように気を付けたいと思います。

さて、このような気温の変動とは一切関係なく、今年も法教育は熱い夏を送りました。

法教育に関する会務活動の繁忙は、教育機関の夏期休暇に少なからず影響を受けます。本年も、7月25日の夏期教員研修の講義に始まり(白木先生、検察庁からは大好評をいただきました)、7月27日の裁判所見学ツアーへの講師派遣(山内先生、赤裸々な話を聞いてしまいすいませんでした)、8月4日の愛知県弁護士会サマー・スクールへの派遣(末松先生、子どもと法教育とは南の地方でもコラボできそうですか)、8月5日に本稿テーマである第3回ジュニア・ロースクールの開催を経て、翌8月6日には模擬裁判選手権への派遣(寺本先生、高校生って輝きを放ってますよね)や8月29日に裁判ウォッチングの実施(7名の先生方、当日はご協力ありがとうございました)など、法教育委員会は実に行事が目白押しなのです。

となると、どうしてもマンパワーが要請されるので、担当をお願いする側

としては困ることもあるのですが、当会の法教育委員会も設立5年目に入り、会務活動に積極的に関わっていただける先生方が顕著に増えており、委員長として大変ありがたく思っております。委員会設立当初は、委員会の出席者が3名のみとか寂しい思いをすることもありましたが、それも遠い昔のこのように思われる次第です。

このように、その活動の質と量が目下右肩上がりの当会法教育委員会にとって、やはり1年のうち一番力を入れるイベントが、夏に行うジュニア・ロースクールです。岐阜県弁護士会から少なからぬご予算をいただいて実施しているイベントですので、しっかりと会務報告することが当委員会の責任である、との思いから毎年文量が多くなっているところです。

前置きが長くなりましたが、早速報告をいたします。

◆ JLSの授業概要

1 改めまして、去る平成23年8月5日、当会法教育委員会を中心として、朝日大学において「第3回岐阜県弁護士会ジュニア・ロースクール」(以下「JLS」といいます)を開催しました。

今年は第3回目の実施となり、昨年引き続きまして県市町の5つの教育委員会と地裁・地検の後援もスムーズに得られ、恒例の行事といった感が出てきました。気になる今年の参加者数は、中学生が53名(昨年比-20)、教員が5名(昨年比+2)でしたので、

生徒数が大きく減少しているようにも見えますが、むしろ昨年が多過ぎたというべきかと評価しています。イベントとしての質の観点からは、人数が増えるとそれだけ事務的な負担が増えるわけであり、円滑でロスの少ない授業の実施の点においてはマイナス面もあります。かといって、イベントとして寂しいのは嫌ですので、50名強というのは実に適正な人数だったと思います。

後日、中弁連の法教育委員会で参加人数を報告したところ、他会から大変羨ましがられてしまいました。

今年のJLSのプログラムも、第1回JLSから同様に午前中の2コマ構成であり、前半のコマは「講師からの刑事裁判の説明・参加中学生による模擬裁判の実演」、後半のコマは「中学生が評議体に分かれて評議・全体討論」という内容です。

2 昨年からの変更点としては、授業を行う教室が裁判員裁判用の法廷教室(朝日大学が改修工事をしたものです)となり、教室自体が拡張されました。前述のとおり、今年は参加人数が昨年より減少しましたので、参加生徒には椅子と机をそれぞれ用意することができ、イベントというよりも授業らしい雰囲気となりました(昨年は本当にギュウギュウ詰めでしたので)。

参加生徒数が減少したものの、構成する評議体の数は昨年と変わらず10個としました。そして、何と今年は評議補助弁護士として応募していただい

た先生が17名(!)もいたことから、当日参加いただいた修習生3名と合わせて、贅沢なことに各評議体に二人ずつを配置することができました。この点については、後の反省会の中でも好評価が得られた点でして、どうしてもイベントの性質上、評議結果を要領よく模造紙(いわゆるB紙)にまとめる必要があるのですが、今年は、二人の間に役割分担ができ、スムーズに作業を進めることができたとのことでした。

実は、毎年JLSを取り仕切る立場からしますと、中学生の参加人数の確保は実績もありますので大きな心配をしていないのですが、ご協力いただける弁護士がどのくらい確保できるかは不安に思っています。ですから、応募いただけますと、「趣旨に賛同いただける先生がこんなにいるんだ」と大変うれしい気持ちになります(特に法教育委員会の委員以外の先生の参加はありがたいです)。この場を借りて、ご協力いただいた先生方・修習生の皆さんにお礼を申し上げます。

- 3 今回の授業で用いた模擬裁判のシナリオは、オーソドックスですが、法務省が数年前に作成してWEBにもアップされている教材であり、既に各地で同様の模擬裁判授業が多数行われている素材をベースとし、法教育委員会の教材検討班において今回のJLS用に修正したものを用いました。

事案としては、夜道に被告人がおばあさんを後ろから突き飛ばし、現金の入った封筒を奪ったという強盗致傷の

事件であり、争点は犯人性です。ポイントとなる事実関係は、①被害に遭った封筒は現金を入れた上でホッチキスで止められていた可能性が極めて高く、他方で被告人が逮捕時に所持していたお札のうち1枚にはホッチキスの穴のようなものが開けられていたことや、②被告人が逮捕されたのは犯行時から20分後、2km離れた地点であることや、③逮捕時に被告人はズボンのポケットの一方には自分の財布を、もう一方には被害者供述と一致する金種の組み合わせの裸銭(お札)を有していたこと等があります。教材検討班によるシナリオの検討に当たっては、最近では中学生の皆さんも鋭く、「お札の指紋はどうなってるんだ!」という指摘をもらうことが予想されたので、指紋の有無だけでは勝負がつかないように修正するなどしました。

- 4 さて、参加中学生は、生徒が実演する模擬裁判を傍聴した上で、上記の状況証拠を拾い出して、被告人が犯人か否かを考え、評議に臨むこととなります。昨年からの改良点として、今年は、評議の一助になるように、「ワークシート」を導入しました。ワークシートは各生徒に教材と一緒に配布し、模擬裁判を見たうえでの最初に抱いた結論とその理由を書いてもらうという補助教材です。後日の委員会での検討では、このワークシートもよく機能していたということでした。

- 5 参加中学生は、各班に分かれてゼミ室に移動し、弁護士の主宰のもと25

分ほどの評議を行い、最後は評決をして結論を出しました。10個ある評議体の結果ですが、有罪6・無罪4と今年も上手に分かれました。このシナリオでは、やはり特徴的な事実である「被告人の所持していたお札にはホッチキスの（と思われる）穴が空いていた」という点を経験則からどのように評価するかで結論が分かれたようです。ある班では、7枚あるお札のうち（1万円札4枚と5千円札3枚）、1万円札1枚にのみしか穴が空いていないという点も考慮した深い検討が加えられました。

評議結果につきましては、そもそも架空の題材ですし、正解があるわけではありませんので、結論はどちらでもよいのですが、実務家から見ると、ほぼ全員が犯人性を肯定するようなシナリオになっています。

- 6 授業の最後は、各評議体の評議結果を見比べて検討・講評を行い、前述のワークシートに本日の最終的な結論を各生徒に書いてもらいました。そして、最初に出した結論と変わったかどうかについて挙手を求めたところ、15名程度の手が上がりました。

特に、評議や全体討論を経て結論が変わった生徒については、どのような事実や論点について、捉え方や評価が最初とはどのように変わったことによって結論が変わったのか、という観点から思考を整理してもらえれば、学習効果がより高まると思います。

◆模擬裁判授業の狙い

- 1 さて、JLSの授業経過は上記のとおりですが、今回のJLSにおいて実施した模擬裁判授業の教育的目標の解説は昨年の会報で詳述しましたので、今年は繰り返しません。法教育ファンの読者の皆さんには、法教育の意義を含めて、昨年の会報を是非ご確認いただきたいと思います。

しかし、折角の機会ですので、少しは法教育について抽象的な話も書きたいという思いもあり、本年は、「法教育」と「事実認定教育」の違いという観点から、最近委員会にも問い合わせが増えており、かつ来年からの新教科書でも実践が推奨されている模擬裁判授業の狙いをどう理解するかについて私の思うところを少し書きたいと思います（例年通り、JLS報告だけ読みたいという方はこの項を飛ばしてください）。

- 2 私は、法教育と事実認定教育とは重なる部分があるものの、弁護士は、その相違を強く意識して模擬裁判授業に関わっていくべきであると考えています。そして、どちらを重視して捉えるかによって、模擬裁判授業の獲得目標や授業の進め方が大きく違ってくると考えられますが、私としては、例え模擬裁判タイプの授業であっても、あくまでも法教育に重きを置くべきと考えています。
- 3 この論点の問題意識がどこにあるかについてご説明します。新しい学習指導要領で「裁判員制度を扱うこと」と明記され、前述のとおり教科書では模

擬裁判授業も推奨されているわけですが、これは、2009年に始まった裁判員制度に、教育課程においても対応していく意図が込められているものであり、それ自体は裁判員制度が司法制度として存在する以上、当然のことだろうと思います。

しかし、模擬裁判授業の実践に際して、教育機関サイドから法曹に期待したい役割として「裁判の専門家からの意見・講評」という指摘をよく聞きます。つまり、法曹には、評議の進め方や事実認定に際して「専門家から見ると…」「実際の裁判なら…」という観点からの意見を期待されている雰囲気を感じます。そうすると、ある種の「事実認定教育」、言い換えると「裁判員養成教育」が中高生の段階から実施されることが意図されているのでしょうか。仮に、模擬裁判授業をこのような意味で位置付けるとした場合に私が感じる違和感は、「事実認定教育」「裁判員教育」にはある種の「正解」が存することであり、その点において、「正解」が存しない問題を扱う法教育とは相容れないのではないかということです。「正しい事実認定」を獲得目標とすると、事実認定の専門家たる弁護士からは、「非供述証拠よりも供述証拠を重視するのは誤った検討方法ですね」などと講評することになりかねず、誤解を恐れずに言えば、現在の実務で行われている事実認定手法を広める教育にしかなりません。念のため、現在の実務で我々法曹が行っている事実認定の手法

が誤っていると言いたいわけではなく、「法教育」なのだから、あくまでニュートラルに（結論の押し付けをしない形で）行うべきという意見です。

4 ですから、私としては、生徒に模擬裁判授業をするときには、評議や講評において、我々が普段行っている「現実の裁判で用いられている事実認定の考え方ならこうなる」という講評はできるだけ避けるようにしています。法教育の特徴である、所与のものとしての「正解」の存在を前提としないという点を模擬裁判授業でも押さえたいと考えています。

模擬裁判授業の実践に際し、教育機関から専門家に期待してほしいのは、「現実の裁判ならこうなる」という実務的感覚や結論の紹介ではなくて、結論の一步手前の議論の段階において、問題点を把握する力、論理的な思考ができる力、議論を体系的に位置付ける力、反対意見を評価して反駁する力等という、いわば「議論力」の点にあると思います。もちろん、必ずしも法曹でなくとも、このような能力を持っている社会人は多いと思いますが、法曹であればこの能力に関しては一定の質がありますから、教員を補助する職業類型としては最適だと考えています。

5 さて、この項で書いた内容は全くの私見ですし、たいしてまとまっているとも思いません。実際に評議をすると、なかなか事案の核心に迫るような論点（たとえば物証や直接証拠の評価など）が生徒から出てこないときに、ど

のように問題提起をするかは難しいところですし、対象生徒の学年によっては、法曹が教室に行って「実務ではこうだ」という感銘力が要請される場面があったり、あるいは実務で用いられている事実認定の考え方それ自体は合理性を有しているのに、排除されるものではないと思います。また、社会科の教科書では「無罪推定原則」も扱っていますので、教育的な観点からも、評議結果の合理性（＝冤罪防止）を強調すべき場面があることも当然であることも理解しています。

ただ、申し上げたいのは、近時盛り上がってきた「法教育」は今後の日本の子どもたちの将来を左右するような大きな話であるのに、その機運が、裁判員制度の導入や模擬裁判授業の広まりによって、却って、「将来、裁判員になったときに備えて」といったような小さな話に矮小化されては決してならないということです。

- 6 まあ、法教育については、このようなことを日々悶々と考えているものですから、私はいつも整理されない状態で授業に挑んでは、「今日も上手く伝えられなかったなあ」と反省の酒を飲むのを繰り返しています。

◆加藤先生お疲れさま

さて、お待たせしました。JLS報告の本論に戻ります。

昨年は白木先生に全体講師を引き受けていただき、大変お上手でしたので、昨年の会報にて「次の年の講師のハードルが上がった」旨を書いてしまった

手前、全体講師を誰に務めていただくかと思案していましたが、加藤先生にご快諾をいただけることとなり、安心をしました。

JLS当日は雑用係として私はじっくりと授業を見られないのですが、後にDVDで拝聴したところ、懇親会で山内先生が激烈に加藤先生の講師ぶりを誉めてみえたとおりに、和やかな雰囲気を作り出しながら、とても丁寧に解説をいただいていたし、事前に確認したポイントについてはいずれも触れられており、難なくハードルをクリアされていたことが確認できました。

授業中には、何と裁判官役の生徒が欠席していたということが模擬裁判の直前で判明するなどといった雑用係の不手際に接しても、臨機応変に代替りの生徒を選出していただき、事なきを得ました。ありがとうございました。

◆法教育懇話会

当会のJLSの特徴の一つとして、生徒に対する午前中の授業の終了後、弁護士は昼食を取りながら参加教員の皆さんと法教育に関する意見交換会を行います。昨年は懇話会への参加教員が1名のみだったのですが、本年は5名の参加をいただき、教員と法曹の連携等について意見交換ができ、また、岐阜大学の杉教授から法教育に関するお話も伺うことができ、参加した弁護士にとって有意義な機会となりました。

さらに、この昼食懇話会のあと、参加教員の1名より私に対し、今秋に所

属の中学校で行う社会科の研究授業について、委員会から弁護士を派遣してもらえませんか、というお話しをいただくことができました。さらには、JLSを傍聴されていた教科書会社の方から、来年4月からの新教科書の補助教材を委員会で作成してもらえませんか、というお話しをいただくこともできました。

何やら商談会のような雰囲気もありましたが、JLSをきっかけに、次の行事や新たな人間関係を構築していくことは、正に当会のJLSが狙いとするところですので、この意味でも今年は成功でした。もっとも、この商談のために私が会場を離れる時間が遅れてしまい、恒例の弁護士による写真撮影が全員そろってできなかったことに悔いが残ります。この点を含めて私の方で至らぬところが多々あったかと思いますが、今年はJLSの準備・進行につき、副委員長の山内先生や教材検討班の平松先生をはじめとして、色々な先生の協力がいただけましたので、とてもやりやすかったです。

◆ JLS反省点

本稿を記すにあたり、今年の会報をチェックしたところ、昨年課題とした点について（模造紙の使い方や教員参加者の増加など）、今年はほとんどクリアできたことが確認できました。唯一、JLSで扱う題材が刑事裁判に限定されてしまっているという点が課題として残ることとなりましたが、現在の計画では、

おそらく来年の第4回JLSも刑事裁判を扱うこととなると思います。そこで、刑事裁判以外の法教育授業は、JLS以外の機会に実施できればと考えているところです。

◆ 終わりに

本年は、JLSが金曜日開催であったということもあり、当日の夜に岐阜市内で法教育懇親会を開催しました。そのためか、懇親会も昨年より倍増して20名ほどの参加をいただいて、JLSの熱気冷めやらぬ中での懇親会となりました。懇親会の中で、評議補助弁護士のH先生が、評議の書記役に参加中学生を指名して模造紙を作成させていた（本当は大学生が担当します）という想定外の事態が生じていたことが判明し、やはりイベントにハプニングは付きものと思いました（その中学生が役割を完璧にこなしていたために、授業中はわかりませんでした）。

最後になりましたが、古田修会長には、本当に当日朝一番の弁護士会集合から夜の懇親会のお開きまでお付き合いをいただきまして、委員の士気も上がりました。改めて、深く御礼を申し上げます。古田会長には、懇親会でお約束いただいたように、来年のご参加をお待ち申し上げ（保護者はサテライト会場で授業の様子をご覧ください）、本稿を閉じさせていただきます。以上